

平成21年9月8日

(社) 全国建設業協会会長 殿

国土交通省総合政策局建設業課

建設市場整備課

新型インフルエンザ感染防止対策等の推進について

新型インフルエンザ（A/H1N1）については、8月における厚生労働省の発表では全国的な流行シーズンに入っているものとされ、全国的に感染が拡大しており、9月7日現在では12,537人以上の方が感染し、すでに11人が亡くなっています。また、新学期の開始を受けて、更なる感染拡大が懸念されています。

このような状況を受け、国土交通省としては、従来の対策に加え、国土交通省及び所管事業者等における感染防止対策等をとりまとめた「国土交通省新型インフルエンザ（A/H1N1）感染防止対策等について」（別添参照）を本日開催された「国土交通省新型インフルエンザ対策本部局長・課長級会議」において決定いたしました。

各事業者等におかれましては、別添の「国土交通省新型インフルエンザ（A/H1N1）感染防止対策等について」をご参考にしていただき、適切な対応をとられるようお願いいたします。

平成21年9月8日

国 土 交 通 省

国土交通省新型インフルエンザ（A／H1N1） 感染防止対策等について

現在、新型インフルエンザの（A／H1N1）感染状況については、全世界で20万人以上が感染し、2,185名が死亡しており（平成21年8月23日現在／世界保健機関（WHO）集計）、日本国内でも、12,537名以上の感染者が存在（平成21年7月24日までの全数把握と同日以降8月23日までの集団発生把握との合計）し、11名が死亡している（平成21年9月7日現在）。

感染者数の傾向については、現在、特に冬を迎えている南半球において増加が著しく、WHOではフェーズ分類を「6」とし、世界的なまん延状況にあると宣言している。わが国においても、海外渡航歴のある者が端緒となる散発事例のほか、学校における集団発生事例が見られるところであり、諸外国の感染状況や外国との交流状況に鑑みると、今後ともわが国において感染者は拡大するものと考えられる。

こうした傾向を踏まえ、政府においては、今般の新型インフルエンザの発生と対策について全力を挙げて取り組んでいるところであり、「基本的対処方針」（平成21年5月22日策定／新型インフルエンザ対策本部）、「『基本的対処方針』等のQ&A」（平成21年5月22日策定・同年7月23日改定／新型インフルエンザ対策本部）、「医療の確保、検疫、学校・保育施設等の臨時休業の要請等に関する運用指針」（平成21年6月19日／厚生労働省）等に基づ

く施策を推進している。

新型インフルエンザが本格的な流行シーズンに入ったとの厚生労働省の発表を受け、国土交通省においても、重要な社会インフラである公共交通機関を所管するなどの立場から、所管事業者等に対し、手洗い・うがいの励行等の基本的な感染拡大防止対策等の実施に努めるよう、本年8月20日以降、要請を行ったところである。

今般の新型インフルエンザの特徴としては、①感染力は強いが、多くの感染者は軽症のまま回復していること、②抗インフルエンザウイルス薬の治療が有効であるなど季節性インフルエンザと類似する点が多いこと、③基礎疾患（糖尿病、ぜん息等）を有する者を中心に重症化しやすいと考えられていること等が挙げられる。

こうした特徴を踏まえ、現在流行している新型インフルエンザが、秋冬に向けてさらに感染拡大し、国内での感染者の大幅な増加が起こりうるという前提に立ち、下記のような感染拡大防止対策により、患者数の増加を抑制することを対策の主眼とする（なお、業務継続計画については、鳥インフルエンザの対策として本年末を目途に別途策定中である）。

また、これを通じて、国土交通省における政府機能の維持、国土交通省所管事業者における社会インフラ機能の維持を図り、社会的な混乱を最小限に抑えることを対策の目的とする。

記

I. 国土交通省において講じる対策

1. 感染防止対策の徹底

通常のインフルエンザの主な感染経路は接触感染と飛沫感染であると考えられており、新型インフルエンザについても現段階ではその感染経路を特定することはできないものの、同様に接触感染と飛沫感染が主な感染経路として推測されている。このため、以下のような接触感染と飛沫感染を想定した対策をとることとする。

(1) 手洗い及び手指消毒について

接触感染においては、患者の体液が付着した部位を免疫がない人が手指等で触れ、その手で自分の粘膜を触ることによって間接的に感染する。接触感染防止のためには手洗いの励行が効果的であり、流水と石けんを用いた手洗い又は濃度 60~80%のアルコール製剤によってウイルスは死滅するとされていることから、以下のような手洗い・手指消毒に係る指導を徹底する。

- 庁舎出入口等に手指消毒が行えるように速乾性擦式消毒用アルコール製剤を設置する。
- 手洗いについては、付着したウイルスを除去するため、流水と石けんを用いて15秒以上行うことが望ましく、手洗い後には水分を十分に拭き取ることが重要である。その旨及び具体的な手洗いの方法を図示したポスター・チラシを手洗所に備え付ける。
- 庁舎内での接触感染を防止するため、階段の手すりやエレベーターのボタン等に係る清掃・消毒を徹底する。

(2) うがい、咳エチケット及びマスクについて

一方、飛沫感染においては、感染者が咳やくしゃみをすると、ウイルスを

含む5ミクロン以上の飛沫が1～2m飛散し、これを免疫のない人が吸い込み、粘膜に接触することで感染する。これに対しては、うがいの励行のほか、ティッシュで口や鼻を押さえる等、咳エチケットの徹底やマスク着用の呼びかけによって飛沫の拡散を防止する。

こうした対策は、主に感染者が他者への感染を予防するために行うものであるが、新型インフルエンザの潜伏期間は1～7日間にわたり、また、感染初期には季節性インフルエンザとの区別がつきにくいという傾向があることから、感染者や濃厚接触者でない職員についても、咳エチケットの徹底等に関する呼びかけを行う。

■ 咳やくしゃみをする際は、以下のような方法をとる。

① マスクを着用する。

② ティッシュなどで口と鼻を覆い、他人から顔を背けて1～2m離れる。咳やくしゃみをした際に使用したティッシュは速やかに廃棄し手洗いをする。

※ 呼吸器系分泌物（鼻汁・痰など）を含んだものはすぐにゴミ箱に捨てる必要があることから、口と鼻を覆うのはハンカチではなくティッシュが望ましい。

※ 手を洗う場所がない場合に備えて、携行用速乾性擦式消毒用アルコール製剤を用意しておくことが望ましい。

③ ティッシュなどがない場合は、前腕部（袖口）で口を押さえた上で、他人から顔を背けて1～2m離れる。咳やくしゃみをした際に押された前腕部は洗うか、消毒用アルコール製剤で拭く。

※ ティッシュがない場合に袖口で口と鼻を押さえるのは、袖口は手等とは異なり、他の場所に触れることが少ないため、接触感染の機会を低減することができるからである。

- 感染していない健康な人が行うマスク着用による感染予防は、一定の効果しか期待できないことから、うがい・手洗い等の感染防止策を併せて講じることが望ましい。また、インフルエンザ様症状のある人のマスク着用については、咳やくしゃみによる飛沫に含まれたウイルスの飛散を相当程度減少させることができることが期待できる。従って、上記のような咳・くしゃみの場合又はインフルエンザ様症状のある場合にやむを得ず外出するような場合には、飛沫感染を防止するためにマスクを着用することが必要である。
- マスク、ティッシュ、携行用速乾性擦式消毒用アルコール製剤の購入については職員自身による準備を原則とするが、窓口職員等、特に着用が推奨される者などについては、各局の実効予算の範囲内で措置することを検討する。

(3) 季節性インフルエンザワクチンの定期的な接種について

季節性インフルエンザワクチンについては、これを接種することにより、医療機関の受診の必要性及び医療機関の混雑の可能性を減じることが期待できる。また、新型インフルエンザと從来からの季節性インフルエンザの双方に有効とされるタミフル・リレンザ等の抗インフルエンザウイルス薬が、新型インフルエンザ感染拡大時に仮に不足するような事態になった場合においても、季節性インフルエンザワクチンを接種しておくことにより、季節性インフルエンザの感染の可能性を減じ、ひいては、抗インフルエンザウイルス薬の不足に直面する可能性を減じることが期待できる。

なお、新型インフルエンザに対するワクチンについては、今年秋冬の流行に備えて国内での製造を進めているほか、外国からの輸入についても検討しているところであるが、接種のあり方については、政府全体の

今後の方針に沿って対応することとする。

- 新型インフルエンザ発生時に混雑が予想される医療機関への受診の必要性を減じ、また、抗インフルエンザウイルス薬の不足に直面する可能性を減じることが期待できることから、従来からの季節性インフルエンザの予防接種を受けることが重要である。副反応のリスクを理解させたうえで、職員に対し、インフルエンザ予防接種を受けることを勧奨する。

2. 職員感染時の対応

- 職員が新型インフルエンザに感染した場合、治療薬としてタミフル、リレンザの投与が抗インフルエンザウイルス薬として有効とされていることから、職員に対し、医師の診察を受けて適切な対応をとることを勧奨する。
- 職員が職場においてインフルエンザ様症状を発症した場合、当該職員に対して感染拡大を防ぐためのマスクを着用させた上で、医療機関の受診を勧奨し、早めの休暇取得を呼びかける。また、当該職員が使用した机、電話、パソコンなどについて消毒を行う。
- 職員が新型インフルエンザに感染した場合又はインフルエンザ様症状を発症した場合、「新型インフルエンザの連絡体制について（変更）」（平成21年8月27日大臣官房福利厚生課課長補佐（厚生安全担当）通知）等に基づき、速やかに感染の経緯、症状等について情報を集約する。

3. 感染時における拡大防止対策の実施

庁舎内での感染リスク低減のためには、庁舎内に感染者を入れさせないことが重要である。このため、インフルエンザ様症状を発症した職員や発熱等の症状を有する来訪者等については、以下のような対策を講じることとする。

(1) 感染時等における職員の勤務のあり方等について

- 健康上具合の悪い職員に対して通勤前に医療機関の受診を勧奨し、早めの休暇取得を呼びかける。インフルエンザ様症状を発症した場合には、発熱相談センターに相談の上でその結果を連絡させ、又は、通勤前に医療機関を受診させて医師の指導に従うよう呼びかける。その結果、新型インフルエンザに感染していたことが発覚した場合には、濃厚接触者である職員の健康状態の把握に努める。
- 新型インフルエンザに感染した職員に対しては、病気休暇の取得を呼びかけ、当該職員が出勤しようとする場合は、人事院規則10-4第24条第2項に基づく就業禁止とする。
- 濃厚接触者として、感染症予防法に基づく外出自粛要請を都道府県知事から受けている職員に対しては、人事院規則15-14第22条第1項第16号に基づく特別休暇の取得を呼びかける。
- 保育所等の臨時休業による子等の世話のため出勤できない場合については、年次休暇の取得を原則とするが、必要に応じて早出遅出勤務を実施する。なお、在宅勤務については、感染拡大の状況を見定めて実施に係る検討を行うこととする。

- 新型インフルエンザまん延時には、職員の通勤途上における感染機会を減らすため、必要に応じて時差通勤を実施する。
- 通勤手段を分散化し、公共交通機関における感染を防止するため、自転車等通勤者のための駐輪場の確保を検討する。

(2) 来訪者の接遇について

- 来訪者について、発熱症状のある場合には庁舎への入館を控えてもらうよう呼びかける看板等を庁舎入口に掲示し、来訪者への理解を促す。
- 窓口業務等で来訪者と継続的に接触する場合には、当該職員にうがい・手洗いを励行させるとともに、来訪者との距離を1～2m以上とれるような配置とし、必要に応じ、マスクの着用を促す。また、こうした措置について来訪者からの理解を呼びかけるポスターやチラシを作成し、来訪場所入口などに掲示する。

II. 事業者において講じる対策について

1. 事業者に対する要請

事業者の講じる対策については、上記のような対策と同様、従業員の健康管理の徹底、発熱症状のある者に対する医療機関の受診勧奨と休暇取得、うがい・手洗いの励行、咳エチケットの徹底、マスクの着用などがある。また、例えば、利用客を介した感染拡大を防止するため、利用客に対して、うがい・手

洗いや咳エチケット、マスク着用の呼びかけを行うことなども想定する。

国土交通省においては、平成21年春に発生した新型インフルエンザに対する対策として、所管の事業者・事業者団体等に対し、このような観点により、事業者の職場等における感染拡大防止対策、利用者に対するうがい・手洗い等の感染防止策の呼びかけ等の措置実施の要請を行ったところである。

今後、国内での感染が拡大していく事態も想定に入れながら、今年の春に実施している以下のような措置を状況に応じて再度実施する。

- 所管の事業者・事業者団体等に対し、利用者に対するうがい・手洗いや咳エチケット、症状が出た方のマスク着用等の感染防止策の呼びかけ、事業者の職場等における感染防止対策等の実施を要請する。

2. 事業者に対する支援

(1) 感染防止対策等の推進について

一方、各事業者及び事業者団体等においても、その事業形態や事業の特性、地域の実情等を踏まえ、創意工夫を凝らしたきめ細やかな感染防止対策等を講じていくことが望ましい。

感染防止対策等の策定要領は一様ではないが、参考までに、想定される方法論の一例を挙げると以下のとおりである。

- 企業の中で、経営部門、総務部門、現場部門、インフルエンザ対策担当部門といった担務ごとに対策を整理する。
- 上記の担務ごとに日常の業務の流れ（行動形態）を整理し、その流れの中

でどこに新型インフルエンザの感染リスク（飛沫感染及び接触感染のおそれ）が潜んでいるかを検証し、同リスクに応じた対策を検討する。

- 企業内における担務等に応じた対策について例示すると、以下のとおりである。

（経営部門の場合）

- 企業内訓練の企画・実施
- 職員の欠勤が増加した場合の事業継続方針（業務の優先順位付けや優先業務に関する人員の配置等）の決定
- 責任者が発症した場合の権限委譲の方法の決定
- 協力要請できる関係者・会社の整理・把握 等

（総務部門の場合）

- 基礎疾患有する者や乳幼児・高齢者等を家族に有する者等の把握
- 職員の家族における発症事例の把握、情報集約
- まん延時における出勤時間帯の見直しや公共交通機関の利用見直し
- 給与・就業規則の見直しや労働組合との調整 等

（現場部門の場合）

- 勤務時の手袋や軍手の着用、勤務後のうがいや手洗いの励行
- 感染防止に関する留意事項を記載したポスターの掲示、カードの作成
- インフルエンザ様症状が発生した場合の報告の徹底
- まん延時における朝礼の廃止、会議の延期・中止 等

（インフルエンザ対策担当部門）

- Iで掲げた対策が職場内における感染防止対策として応用できるた

め、事業所において実施可能な対策を検討し、順次実行する。

また、以上のように検討した感染防止対策等については、新型インフルエンザ感染者が拡大した場合に備え、「新型インフルエンザ対応マニュアル」として予め策定し、職員に対して周知しておくことが望ましい。

- 国土交通省としては、事業者の自主的な感染防止対策等の検討及び新型インフルエンザ対応マニュアルの策定にあたり、危機管理室及び担当各部局より必要な情報提供や好事例に関する情報共有を図るほか、策定に当たっての問題点や疑問等について積極的な助言を行い、事業形態や事業の特性、地域の実情等を踏まえたマニュアルとなるよう支援を行う。
- 危機管理室においては、新型インフルエンザの感染状況や政府及び国土交通省としての取組み、感染防止対策や新型インフルエンザ対応マニュアル策定にあたっての情報やノウハウに関して、省内各部局並びに所管事業者及び事業者団体等に対する説明会を実施する。

(2) 風評被害対策について

新型インフルエンザ発生にかかる風評被害については、国土交通省等から正確な情報の提供に関して必要な支援を行う。

- 国土交通省は、旅行業者を始めとした所管の事業者及び事業者団体等に対し、利用者の行き過ぎた利用自粛等が行われないよう、内閣官房、厚生労働省等関係省庁とも連携し、正確な情報を提供する。また、必要に応じて、利用者に対しても、所管の事業者及び事業者団体等を通じる等して、正確な情報を提供することに努める。